

国立大学法人小樽商科大学防災管理規程

(平成22年10月1日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本学における防災思想の普及徹底を図り、常に周到な計画を立て、火災の防止及び地震災害等の被害の軽減のため、万全を期することを目的とする。

2 前項の目的を達成するために防災対策について必要な事項は、別に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(遵守義務)

第2条 本学の職員及び学生等は、この規程を遵守し、防火及び防災管理業務が円滑に推進されるよう協力しなければならない。

第2章 防災対策機構

(防災管理の総括)

第3条 学長は、本学における防災管理の全般を総括する。

2 事務局長は、学長を補佐し、本学における防災管理に関する事務を掌理する。

(防災対策委員会)

第4条 大学の防災管理に関する事項を審議するため、防災対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 事務局長及び各課長

(2) 消防法第8条1項に定める防火管理者並びに同法36条に定める防災管理者（以下「防災管理者」という。）

2 委員会の委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 消防計画並びにこれの実践に関すること。

(2) 防災に関する諸規程の制定、改廃に関すること。

(3) 消防用設備の改善及び整備に関すること。

(4) 防災に関する調査・研究・企画に関すること。

(5) 人命救護安全に関すること。

(6) 第20条に規定する表彰に関すること。

(7) 防災思想の普及及び高揚に関すること。

(8) その他防災上必要と認める事項に関すること。

(会議)

第7条 委員会は、次の各号の一に掲げる場合に開催し、議長には、委員長が充たる。

(1) 委員長が開催を必要と認めたとき。

- (2) 委員の過半数が開催を必要と認めたとき。
- (3) 防災管理者が開催の必要を認めたとき。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長が、あらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、事務局会計課が行う。
(防災管理責任組織)

第9条 本学の防災管理については、防災管理上必要な業務を行わせるため、防災管理者のほか、点検検査員及び火気取締責任者を置く。

- 2 防災管理者は、学長がこれを命ずる。
- 3 防災管理者は、火災その他の災害予防について、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 消防計画の作成に関する事。
 - (2) 自衛消防組織に関する事。
 - (3) 消火、通報及び避難の訓練に関する事。
 - (4) 消防用設備等の点検及び整備に関する事。
 - (5) 収容人員の適正管理に関する事。
 - (6) 火気の使用又は取扱いの指導監督に関する事。
 - (7) 収容物等の転倒、落下、移動の防止措置に関する事。
 - (8) その他防災上必要と認める事項に関する事。
- 4 防災管理者は、前項第4号の実施にあたり適正管理と機能保持のため、別表1に定める点検検査員を指名し、点検検査を行わせるものとする。
- 5 火気取締責任者は、国立大学法人小樽商科大学財産管理規則第9条第1項に規定する財産補助監守者をもって充てる。

(自衛消防組織)

第10条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限度にとどめるため、別表2による自衛消防組織を定める。

- 2 自衛消防組織に統括管理者を置き、統括管理者は会計課長とする。

第3章 火災予防

(点検検査基準)

第11条 第9条第4項による火災予防上の自主検査、消防用設備等の点検基準は、別表1に掲げるところによる。

(改善措置並びに記録の保存)

第12条 前条に基づく改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防災管理者に報告しなければならない。

- 2 点検検査の結果は、その都度別表3に定める検査台帳に記録し保存しなければならない。

(臨時火気使用)

第13条 構内において臨時に火気を使用する者は、火気取締責任者又は防災管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の届け出をした者は、火気取締上の責に任ずるものとする。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第14条 構内の諸施設について、火災発生のおそれ、又は人命の危険が切迫していると認めるときは、防災管理者はその旨構内全般に伝達し、防災管理者、その他の責任者は、火気使用等の中止又は危険な場所への立入禁止を命ずることができる。

第4章 防災体制及び救護

(火災)

第15条 構内及び附近に火災が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、第10条に定める自衛消防組織の編成により人命救護を第一とし、担当任務の遂行にあたるとともに、国立大学法人小樽商科大学リスクマネジメント規程（以下「リスクマネジメント規程」という。）第7条に規定するリスクマネジメント委員会委員に報告するものとする。

(火災以外の災害)

第16条 火災以外の各種災害については、リスクマネジメント規程第5条第1項に規定する国立大学法人小樽商科大学リスクマネジメント委員会が策定した危機管理マニュアルにより、適切な処置をとるものとする。

第5章 教育訓練

(防災教育)

第17条 職員及び学生等は、進んで防災に関して教育を受け、防災対策の万全を期するよう努力しなければならない。

(防災訓練)

第18条 有事に際し、被害を最小限度にとどめるため、防災訓練によって技術の向上をはかるものとする。実施基準は、次のとおりとする。

基本訓練 消火通報避難 年1回

総合訓練 年1回

第6章 消防機関との連絡

(連絡事項)

第19条 防災管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、防災管理の適正を期するため次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 消防計画の提出（改正はその都度）
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 建物及び諸設備の使用変更時の事前連絡、法令に基づく諸手続の促進
- (5) その他防災対策についての必要事項

第7章 表彰

(表彰)

第20条 職員にして防災上特に功労があった者に対しては、防災対策委員会の審査を経て学長が表彰を行うことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 1 国立大学法人小樽商科大学防火管理規程（平成元年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

2 国立大学法人小樽商科大学防火管理規程（平成元年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

別表1

消防用設備点検検査基準及び検査員

区分	検査員	事項	内容	検査時期
火気使用 施設検査	会計課 管理係長	炊事器具、暖房用設備、燃料置場、灰捨場、喫煙場所等の火気使用箇所の検査	全般	随時
電気設備 等検査	施設課 設備係長	電気配線検査 電気器具、警報設備、ガス設備等の火災予防検査	全般 絶縁抵抗 測定機能	月1回 年2回
防火設備 点検検査	施設課 施設係長	建物内の防火戸、シャッター等の機能及び障害物除去の管理検査	機能 全般	年2回 年1回
	施設課 設備係長	消火栓、消火器具等の機能及び障害物除去の管理検査	機能 全般	年2回 年1回
避難設備 点検検査	施設課 施設係長	避難階段、非常口等の検査	全般	年2回
	施設課 設備係長	誘導灯、梯子、ロープ救助袋等の検査	全般	年2回
消防用水 点検検査	施設課設 備係長	貯水槽、水道の機能及び消防活動における屋外障害物除去等の点検検査	全般	年2回

別表2

小樽商科大学自衛消防組織編成表

班名	班長	副班長	班員	主たる業務分担
総務班	企画戦略課長	総務課課長代理	総務課、企画戦略課所属の職員	(1) 対策本部等の設置 (2) 通報連絡 (3) 記録, その他
消火班	会計課課長代理	会計課会計係長	会計課所属の職員	(1) 消火作業
工作班	施設課長	施設課施設企画係長	施設課所属の職員	(1) 水利の確保 (2) 電気, ガス源の切断 (3) 消火活動の妨害とな

				る物件の撤去 (4) 防火戸の閉鎖
搬出班	学術情報課長	学術情報課長代理	学術情報課所属の職員	(1) 重要物件の搬出及び保全 (2) 構内の交通整理
避難誘導・救護班	教務課長	学生支援課長	教務課, 学生支援課, 保健管理センター所属の職員	(1) 避難場所の選定及び誘導 (2) 負傷者の救護

別表3

検 査 台 帳

自主検査検査簿

年月日	検査内容	結 果	その状況（異状の場合はその状況を詳細に記入すると共に其の処置を記す）	検査員氏名 印

※検査結果 ○=良好 △=稍不良 ×=不良